

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバーの設置等）に係る面談
2. 日時：令和3年8月23日（月）14時00分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
新井安全審査官、久川係員  
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）  
審査グループ 地震・津波審査部門  
千明主任安全審査官  
江崎企画調査官（テレビ会議システムによる出席）  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プール燃料取り出しプログラム部  
1号カバー設置プロジェクトグループ 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバーの設置等）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
  - 各申請（STEP）における条件の反映について
  - 大型カバーの支持の選定経緯について
  - 大型カバー施工時における被ばく線量の低減対策について
  - アンカーの設置方法について
  - 仮設構台の役割について
  - 大型カバーの設置による原子炉建屋への耐震性影響について
  - 1号機原子炉建屋の外壁調査について
    - ◇ 今年8月下旬以降に、1次調査として、ひび割れやコンクリートの剥離・剥落箇所のほか、詳細調査が必要な箇所がないか、高解像度カメラを用いて目視確認を行う。
    - ◇ 1次調査において詳細調査が必要とした箇所については、2次調査として、現場状況に応じた非破壊検査等の確認を行う。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
  - 大型カバー施工時における被ばく線量の低減対策について
    - ◇ 1号機原子炉建屋周辺の線量状況を示した上で、被ばく低減対策に係る検討内容を説明すること。
  - アンカーの設置方法について
    - ◇ 鉄筋探査及び壁への削孔作業について、極力鉄筋を避けて削孔する計画が実現可能である根拠を具体的に示すこと。
  - 大型カバーの設置による原子炉建屋への耐震性影響について
    - ◇ アンカー等を含む原子炉建屋外壁等の評価基準値は、大型カバーの支持機能保持の観点から、終局限界の $4.0 \times 10^{-3}$ ではなく、コンクリートのひび割れ強度以下に納める必要があることから、評価基準値について各部位の要求機能を踏まえて再度検討すること。

➤ 1号機原子炉建屋の外壁調査について

- ◇ 本申請の設計及び施工計画の前提条件の妥当性を評価するのにあたって、大型カバーが支持される原子炉建屋外壁の事故後の状態を確認しておくことが必要であるため、まずは1次調査及び2次調査で計画している調査方法、その具体的な内容や実現性について詳細に示し、1次調査及び2次調査を含む調査結果が本申請（STEP1-1）の審査期間内に報告可能となるようにスケジュールを検討すること。
- ◇ また、2次調査の実施は、大型カバーを支持する外壁の安全機能保持の観点から、1次調査の結果に関係なく必要であると考えするため、調査計画を見直すこと。
- ◇ 2次調査に加えて、評価基準値の妥当性確認として、調査結果を基にしたひび割れ状態の下で、引抜き等のアンカーの性能確認試験を検討すること。

等を求めた。

6. その他

- 資料 : 1号機燃料取り出し用カバーのうち大型カバーの設置について  
添付資料 1 : 1号機燃料取り出し用カバーのうち大型カバーの設置について  
大型カバー 補足説明資料